

小金井市議会基本条例(案)

条文	申合せ、会議規則との整合等	課題、問題点	課題解決策等検討結果
<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定めることを目的とする。</p>	<p>特に整合性を精査する規則等はなし。(議会事務局調べ)</p>	<p>①全文から省いた略語(例: 小金井市議会(以下「議会」という))をどこに入れるのか、議論が必要。 ②条文の中身と、実際の内容が一致していない(「基本理念」が無い、「責務」が規定されていないなど)と思われる。 ③改めて見直すと、条例を作る目的が「基本的事項を定めること」だけになっていることに違和感を感じた。 ④「及び」と「並びに」の使い方統一させる。</p>	<p>①全体が未確定の為、現段階で提案できない。 ②前文を「基本理念」と捉える、あるいは、前文から基本理念に該当する部分を抜き出して別の条項とする。 ③「議員の責務」の規定がない。政治倫理条例などの記載をそう捉えるのか、確認が必要。 ④目的として、他市を参考に校正しなおしてはどうか。【案1】八王子市の例「第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の意思決定機関である議会の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。」というまとめ方にするか。※文書の構成は検討が必要。 ⑤第1条 この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則並びに議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定めることを目的とする。※但し、②③④の結論によっては変更の必要はない。</p>